

重要文化財旧瓜生家住宅管理業務委託仕様書

1 業務内容は次のとおりとする。

(1) 就業業務

ア 原則として週1回の範囲で、次の業務を行うこと

- ① 建物周囲の清掃および除草を行うこと（住宅の範囲は別途地図の範囲とする）
- ② 駐車場の清掃を行うこと（駐車場の位置は別途地図の範囲とする）
- ③ 日誌を記入すること

イ 敷地内法面の草刈

旧瓜生家住宅東側法面の草刈（機械使用）の実施および刈草の処分

ウ 敷地内植木の剪定

旧瓜生家住宅西側の植木ほかの剪定（機械使用）を行うこと

エ 非常時の対処と連絡業務

住宅の異常、故障、破損等を発見したとき、および見学者の事故等があったときは直ちに甲に連絡すること

(2) 実施日および実施回数

ア

- ① 週1回。ただし、年末年始（令和8年12月29日から令和9年1月3日まで）は除く
- ② 総実施回数は**52回**／年とする

イ

- ① 年3回程度。
- ② 総実施時間は**草刈30時間、集積20時間、運搬5回**とする

ウ

- ① 年2回程度。
- ② 総実施時間は**26時間**とする

(3) 就業時間

ア

1回当たり3時間を原則とする

イ

状況に応じて、実施日および総実施時間に沿って設定することとする

ウ

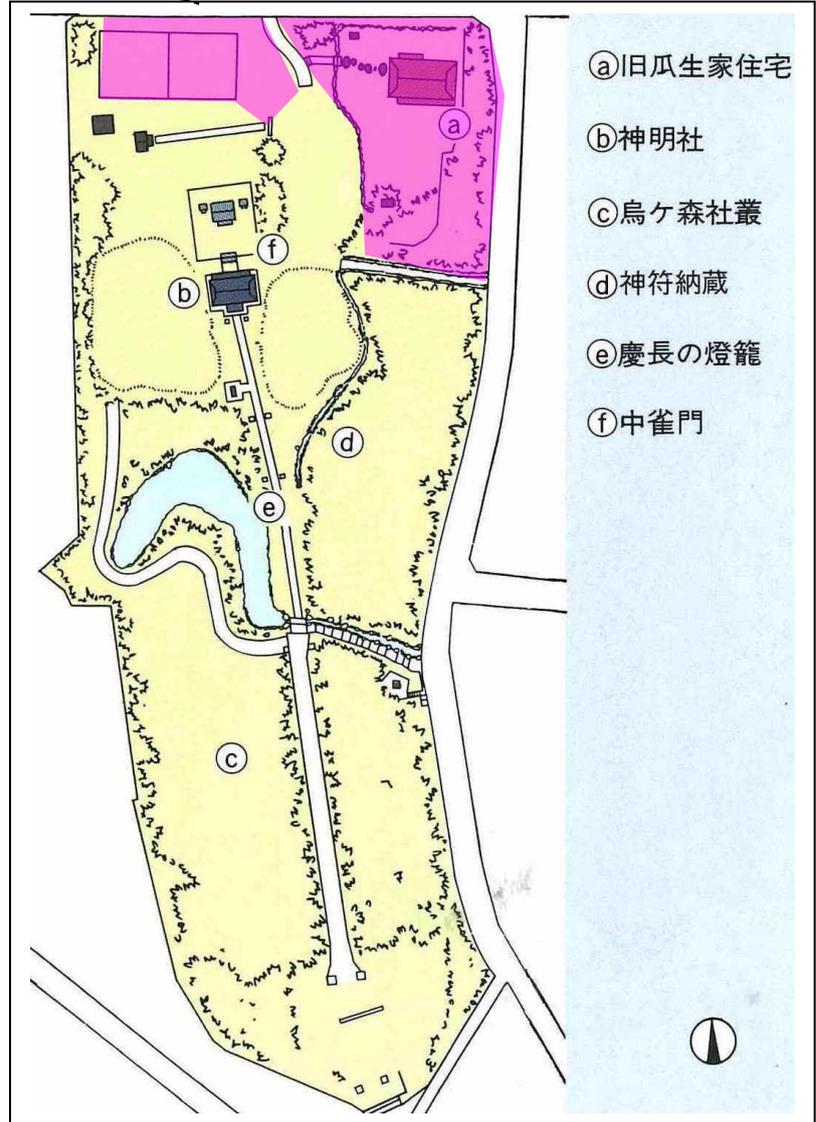
1回当たり総人工13時間程度を原則とする

2. やむを得ず業務日等を変更する場合は、あらかじめ鯖江市へ連絡して了解をとること

3. 本仕様書に定めなき事項については、鯖江市、公益社団法人鯖江市シルバー人材センター協議の上、処理するものとする



位置図



重要文化財旧瓜生家住宅管理業務委託範囲

※赤く囲んだ範囲

